

りそな年金研究所

企業年金ノート

目次

【本題】	厚生年金基金の平成26年度財政決算結果について	……………P1
【コラム】	厚生年金基金から確定給付企業年金への残余財産の「仮交付」について	……………P6

厚生年金基金の平成26年度財政決算結果について

1. はじめに

弊社総幹事の厚生年金基金（以下「基金」）79基金の平成26年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りの分布状況および財政検証の結果の概況等をご案内します。なお、平成26年度財政決算においては、財政運営に係る取扱いが下記のとおり変更となっております。

＜表1＞平成26年度財政決算における主な変更点

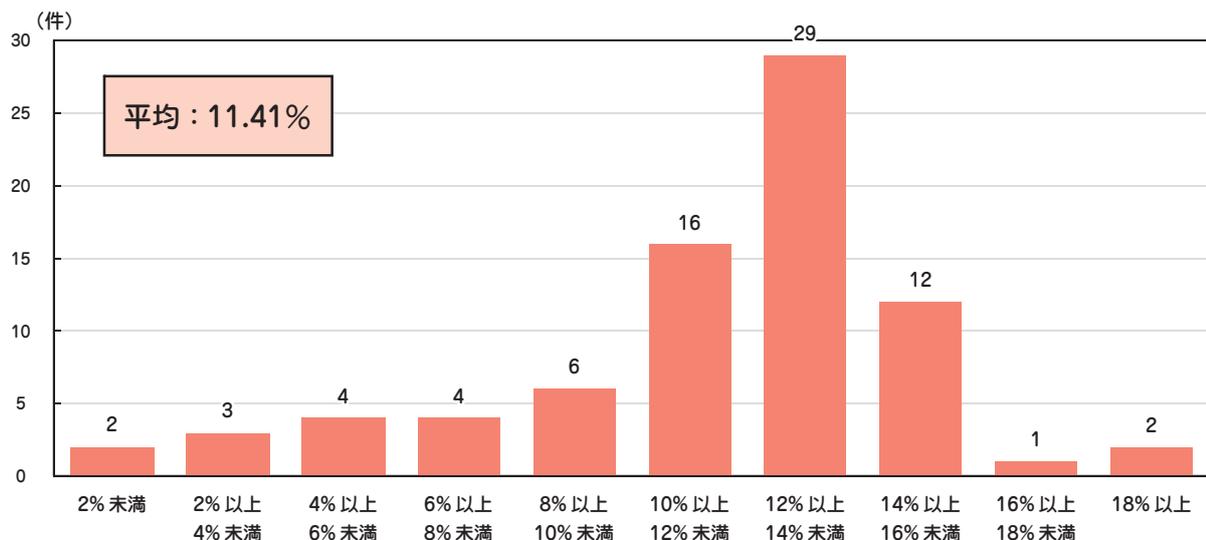
最低責任準備金の算出方法の変更	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）の施行により、平成26年度以降の財政決算における最低責任準備金の算出においては、「期ずれの解消」「8号方式における年齢階級3区分別係数の適用」などの算定方法の見直し（精緻化）措置が適用されます。</p> <p>※詳細は、弊誌『企業年金ノート』2014年3月号（No.551）をご覧ください。</p>
最低責任準備金の前納	<p>代行部分の将来返上の認可を受けた基金は、改正法施行後、最低責任準備金の全部または一部を前納（前もって国に返すこと）することができます。前納を行った場合の最低責任準備金は、前納を行わなかった場合の最低責任準備金から、前納額にかかる厚生年金本体利回りによる利息相当額を控除した額となります。平成26年度財政決算においては、前納を行った基金の最低責任準備金は、前納した日の翌日の属する月から平成27年3月までの利息相当額を控除した額となります。</p>
最低責任準備金調整額の廃止	<p>平成25年度財政決算においては非継続基準上の最低責任準備金が期ずれ解消前であったことから、貸借対照表上は「最低責任準備金調整額」を計上し期ずれの解消を図っていましたが、改正法の施行により最低責任準備金の期ずれが解消されたことから、平成26年度以降は最低責任準備金調整額は廃止されます。</p> <p>なお、最低責任準備金調整額による期ずれの解消は、前述の期ずれの解消と比較して簡便な方法により行われており、平成25年度財政決算時において従前の「最低責任準備金＋最低責任準備金調整額」を「期ずれ解消後の最低責任準備金」に変更した場合、最低責任準備金は△4%～2%程度変動します（平成26年度財政決算の対象基金に限る）。</p>
最低責任準備金に対する積立要件	<p>非継続基準の財政検証において、平成25年度財政決算までは最低責任準備金に対する積立水準の基準値は105%とされていますが、平成26年度は110%となります。平成27年度以降は基準が10%ずつ引き上げられ、平成30年度には150%となります。</p>

2. 資産運用利回りについて

平成26年度資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布状況は、図1の通りです。資産運用利回りの平均は11.41%（前年度10.39%）と、3年連続で10%台を記録しています。分布状況は、12.0%～14.0%の基金がもっとも多くなっています。

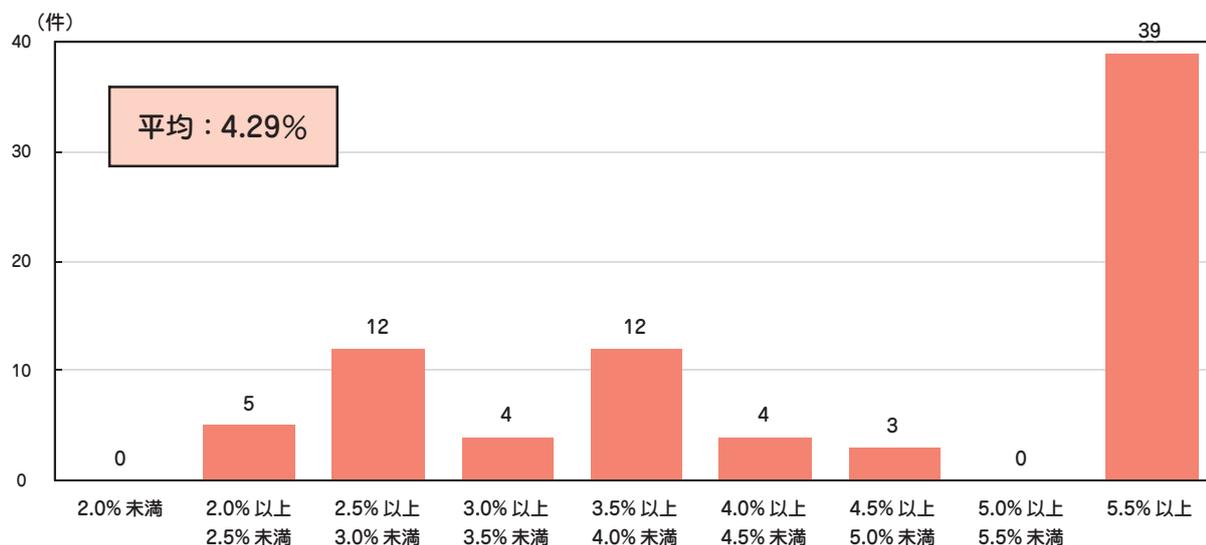
理論的には、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すれば、利差損益は発生しません。平成26年度は、厚生年金本体利回り11.61%、プラスアルファ部分の予定利率の平均4.29%（図2）と、資産運用利回りの平均値は厚生年金本体利回りと同程度ですがプラスアルファ部分の予定利率を上回ったことから、過半数の基金において利差益が発生する結果となりました。

＜図1＞資産運用利回りの分布状況（平成26年度）



（注）資産運用利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

＜図2＞プラスアルファ部分の予定利率の分布状況（平成26年度）



（注）加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

3. 積立水準（継続基準・非継続基準）について

財政検証のうち、継続基準および非継続基準の積立水準についてご案内します。なお、グラフ上（図3、図5～7）では、解散計画・代行返上計画（→6ページご参照）を実施中の基金も集計対象に含めています。

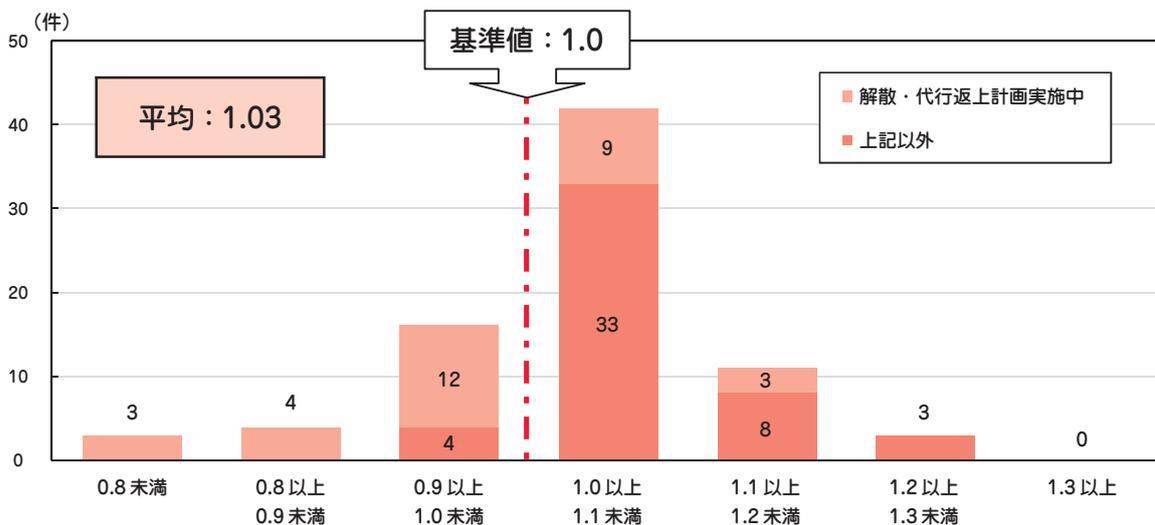
（1）継続基準

継続基準の財政検証においては、まず、「純資産額÷責任準備金」の値が1.0以上であることが求められます。責任準備金は、制度が今後も継続するために現時点で確保しておくべき額であり、純資産額は、資

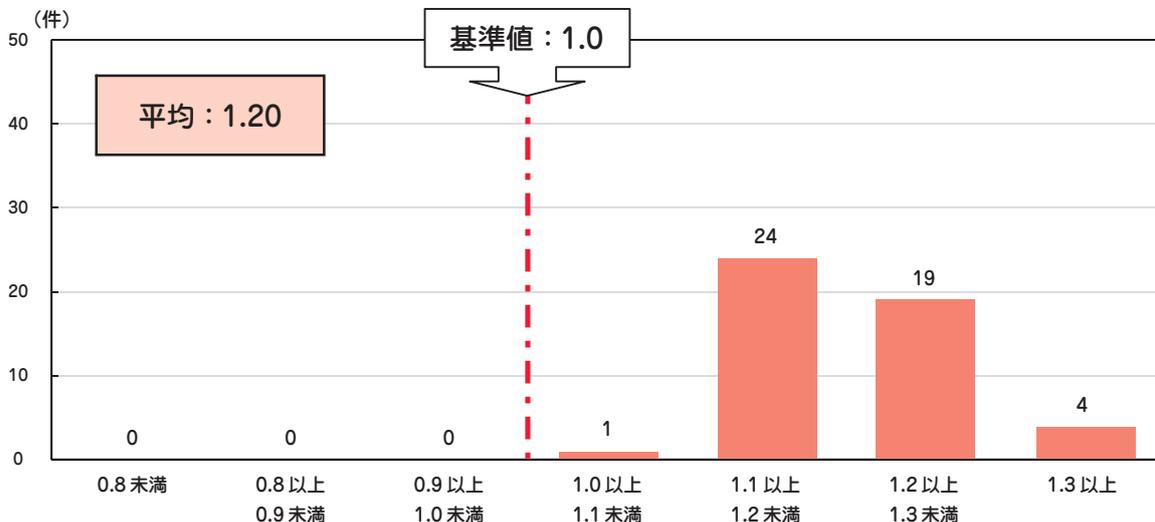
産評価調整額を考慮せず時価で判定することとされています。一方、変更計算の要否の判定においては、純資産額に資産評価調整額を加算した数理上資産額を用います。上記の継続基準の判定基準を満たしておらず、さらに「(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金」の値が1.0未満の場合には、掛金の見直し(変更計算)が必要となります。

平成26年度の財政決算結果をみると、弊社総幹事先の71%が継続基準を満たしています。なお、解散・代行返上計画を実施中の基金を除いた弊社総幹事先については92%が継続基準を満たしており、また掛金の見直しが必要となった基金はありませんでした。(図3および図4)

＜図3＞継続基準の積立水準（純資産額÷責任準備金）の分布状況（平成26年度）



＜図4＞継続基準の積立水準（(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金）の分布状況（平成26年度）

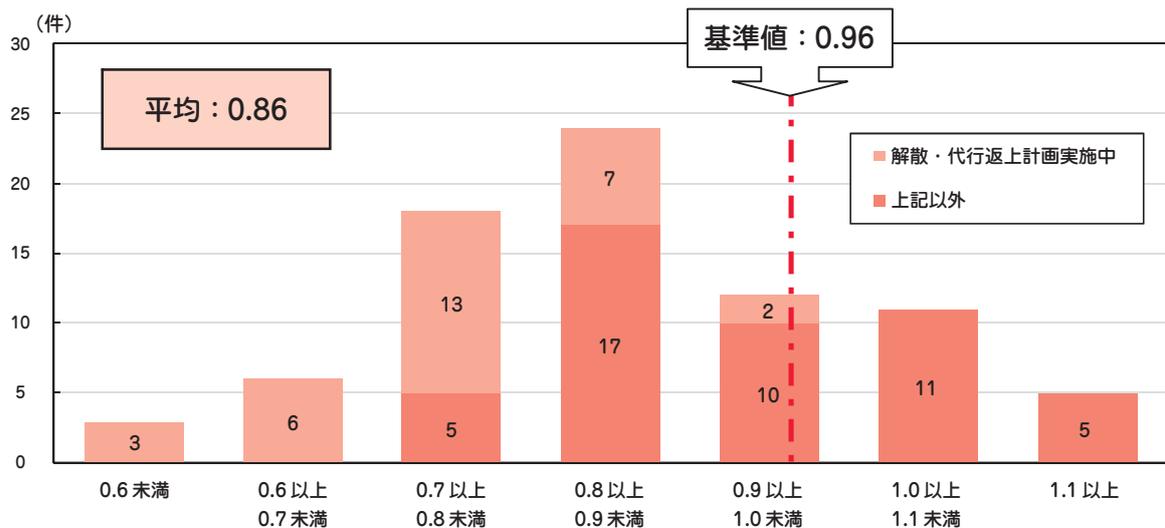


(注) 解散・代行返上計画を実施中の基金を除く。

(2) 非継続基準

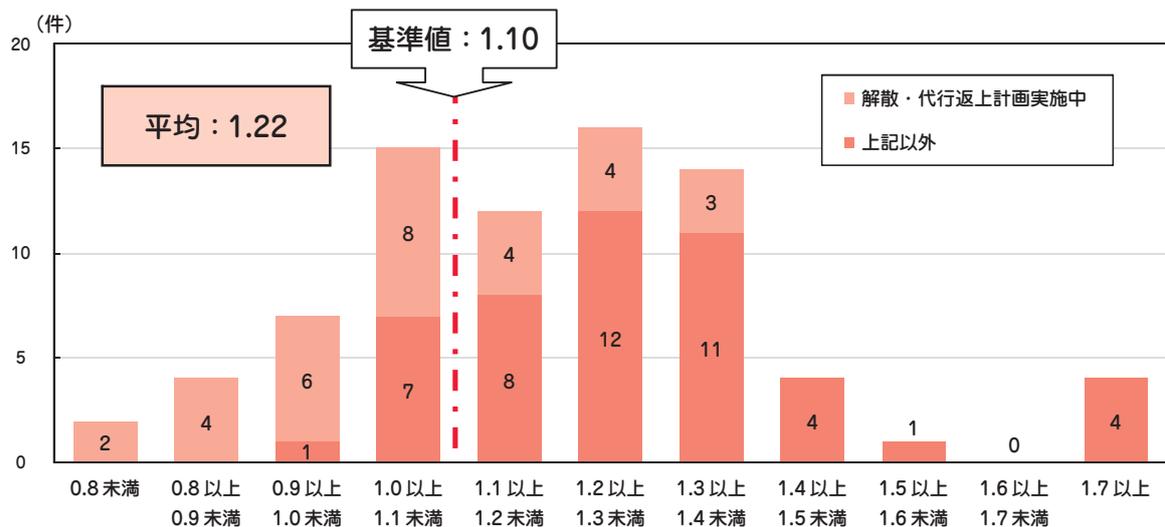
非継続基準の財政検証においては、「純資産額÷最低積立基準額」が0.96以上かつ「純資産額÷最低責任準備金」が1.10以上であることが求められます。「純資産額÷最低責任準備金」が基準値を満たしていない場合でも1.05以上であれば掛金の見直しは不要です(このほか、過去3事業年度の実績等により掛金の見直しが不要となる場合があります)。平成26年度財政決算結果では、弊社総幹事先の72%の基金で最低積立基準額に対する積立水準が基準値(0.96)を下回っています(図5)。また、弊社総幹事先の35%の基金で最低責任準備金に対する積立水準が基準値である1.10を下回っています(図6)。

<図5> 非継続基準の積立水準（純資産額÷最低積立基準額）の分布状況（平成26年度）



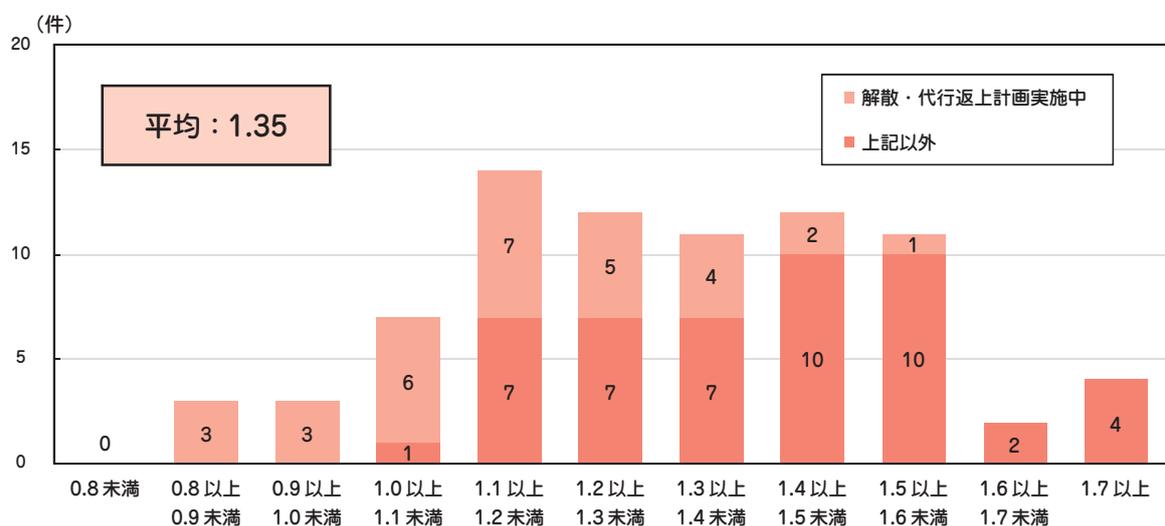
(注) 「0.9以上1.0未満」(12件)の内訳は、0.9以上0.96未満が6件、0.96以上1.0未満が6件である。

<図6> 非継続基準の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成26年度）



(注) 「1.0以上1.1未満」(15件)の内訳は、1.0以上1.05未満が8件、1.05以上1.1未満が7件である。

<図7> 「期ずれ」解消前の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成26年度）



(注) 8号方式における係数は平成26年度財政決算で適用されたものと同じ前提とした。

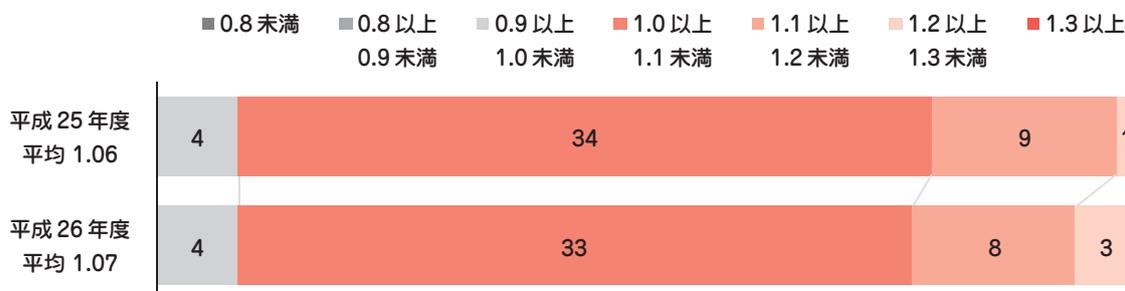
なお、非継続基準の財政検証は、基金が解散するとした場合に必要の積立金が確保されているかという観点で行われるものです。最低責任準備金は、解散時に国に返還する額をいい、財政運営上の代行部分の債務とされています。改正法施行後5年間は、解散・代行返上の際の最低責任準備金算出において、「期ずれ」の解消前後、8号方式における0.875又は年齢階級3区分別係数の選択が可能です。「期ずれ」解消前の「純資産額÷最低責任準備金」の積立水準は、平成26年度財政決算における非継続基準の積立水準と比べて、平均で13%上昇します（図7）。

(3) 継続基準・非継続基準の積立水準の推移

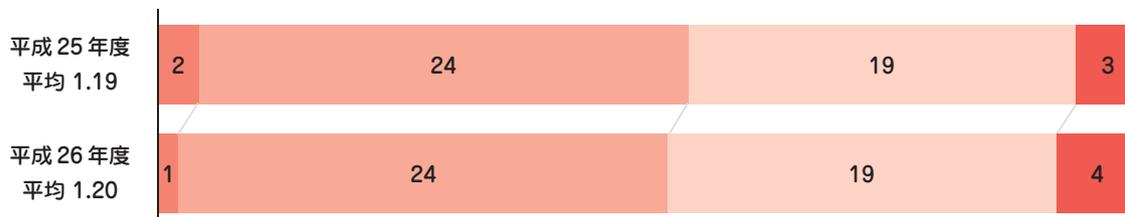
解散・代行返上計画を実施中の基金を除いた48基金についての、各種積立水準の平成25年度財政決算からの推移は図8の通りです。平成26年度の継続基準の積立水準の平均値は、運用利回りが高い水準で推移していることもあり平成25年度に比べ若干上昇していますが、非継続基準の積立水準の平均値は低下しています。平成26年度の非継続基準の財政検証では、最低責任準備金の算定方法の見直し（精緻化）措置を反映しており、精緻化前と比べて精緻化後の債務が大きく増加したことから、積立水準としては改善されなかったものと考えられます。

<図8>改正法施行後の積立水準の推移（解散・代行返上計画実施基金を除く）

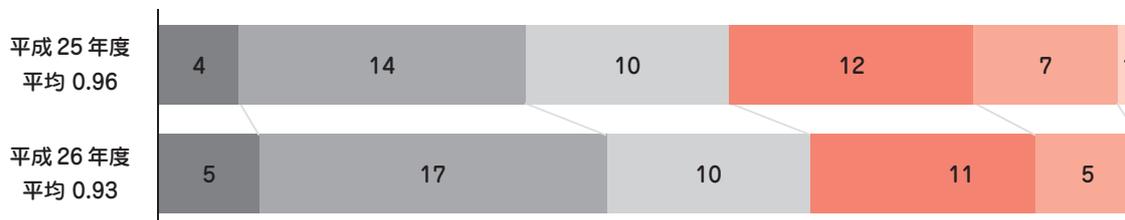
◆継続基準（純資産額÷責任準備金）



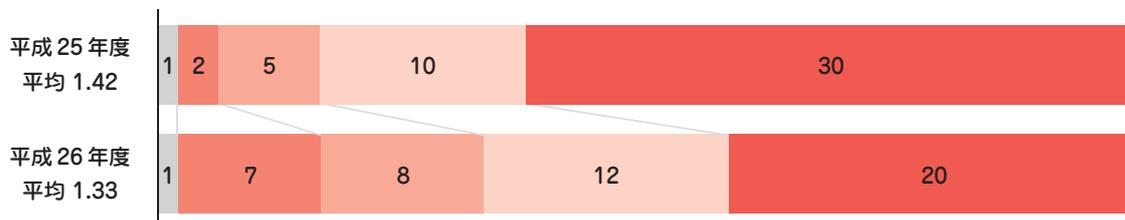
◆継続基準（(数理上資産額+許容繰越不足金)÷責任準備金）



◆非継続基準（純資産額÷最低積立基準額）



◆非継続基準（純資産額÷最低責任準備金）



(注) 最低責任準備金の算定方法は、平成25年度は精緻化「前」、平成26年度は精緻化「後」。

(4) 解散・代行返上計画を実施中の基金の財政検証について

改正法の施行後5年以内に解散しようとする場合、ならびに代行返上を行い確定給付企業年金に移行しようとする場合は、「解散計画」または「代行返上計画」を厚生労働大臣に提出することができます。解散・代行返上計画では、解散・代行返上予定日における一定の基準を満たす積立目標を設定することとなり、計画を提出した基金は、従来の財政検証に代えて、当該計画に定めた積立目標を達成することが可能かどうかを検証することとされています。

平成26年度の財政決算においては、弊社総幹事先の解散計画・代行返上計画を実施中の基金のうち97%の基金において積立目標を達成しています。

4. まとめ

平成26年度は、資産運用利回りが平均で11.41%と、前年度同様に高い水準で推移した基金も多く、継続基準において変更計算が必要な基金（解散・代行返上計画を実施中の基金を除く）はありませんでした。しかしながら、非継続基準については、最低積立基準額ベースで基準を満たしていない基金がなお半数以上を占めています。改正法の施行により、非継続基準に抵触した場合の掛金の見直し方法が変更されたため、非継続基準に抵触した基金については掛金の大幅な引上げを要する場合があります。

なお、平成26年4月以降は最低責任準備金の前納が可能となり、前納した部分については前納した月に降解散・代行返上時までの利息がかからなくなるため、運用リスクを負わなくて良くなるというメリットがあります。ご参考までに、今回の財政決算の対象基金のうち34基金が最低責任準備金の前納を行っており（平成27年8月末時点）、解散・代行返上に向けた対応が進んでいることがうかがえます。

<ご参考資料>

りそな企業年金研究所レポート「厚生年金基金の制度改正に係る解説（第2版）」

http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/report201404_2.pdf

企業年金ノート2014年3月号（No.551）「厚生年金基金の最低責任準備金の算出方法の見直し（精緻化）について」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201403.pdf>

（年金信託部 柿原 佑介）

りそなコラム

厚生年金基金から確定給付企業年金への残余財産の「仮交付」について

第62回のコラムのテーマは、厚生年金基金を解散した後に新たに確定給付企業年金（DB）を設立し、当該DBに残余財産を交付する場合における仮交付に関する、とある信託銀行の営業マン「Bさん」と、その上司「C課長」との間のディスカッションです。

C課長：総合型のA厚生年金基金の後継制度は、全事業所がDBへ移行する「代行返上」方式ではなく、基金を一旦解散した後に一部の事業所が新たなDBを設立する「解散・新設」方式で決まったようだね。

Bさん：そうなんです。ところで、今回の「解散・新設」方式では、解散基金の分配金を新設DBに持ち込むスキームですが、解散認可から分配金（残余財産）の確定までには2年程度の期間を要すといわれており、分配金が確定するまでの間の給付がどうなるのかが良く分からないのです。

C課長：うむ。いい質問だ。新設ということでゼロからのスタートとなるため、掛金が入ってくるまでは資産はゼロということになる。法律上は、残余財産を持ち込んだ時からDBの支給が開始されると規定（健全化法附則第35条第2項）されているため、残余財産の持ち込み時から当該残余財産に基づく給付を開始するのが原則となっているんだ。

Bさん：そうなんですか。そうすると、残余財産の交付が完了しないと、当面給付がされないということになるんですか？

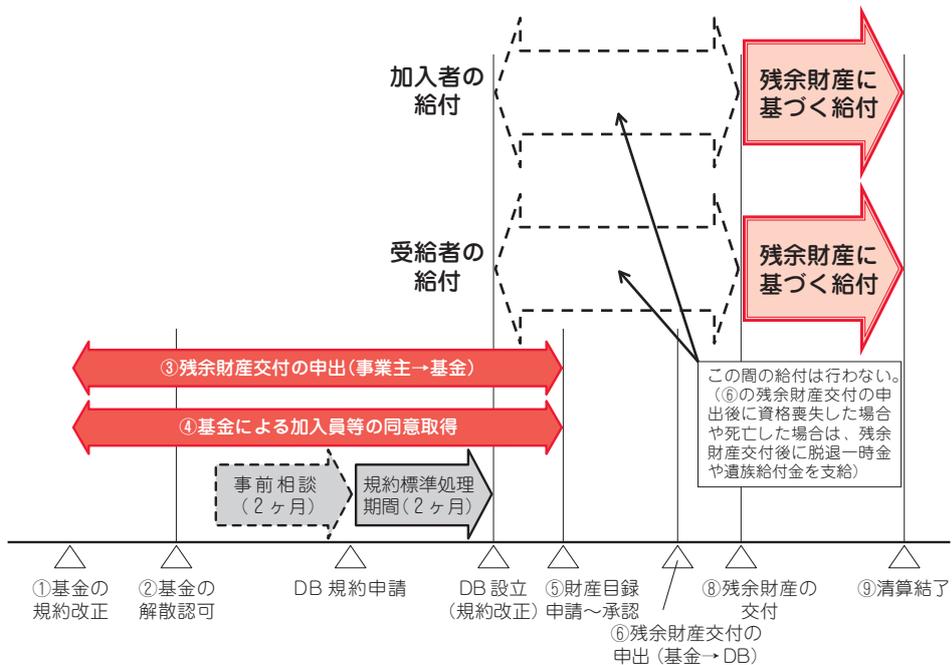
C課長：いや。DB設立当初の給付を賄うために、解散基金の残余財産の一部を清算終了前にDBへ「仮交

付」することが認められているんだ。

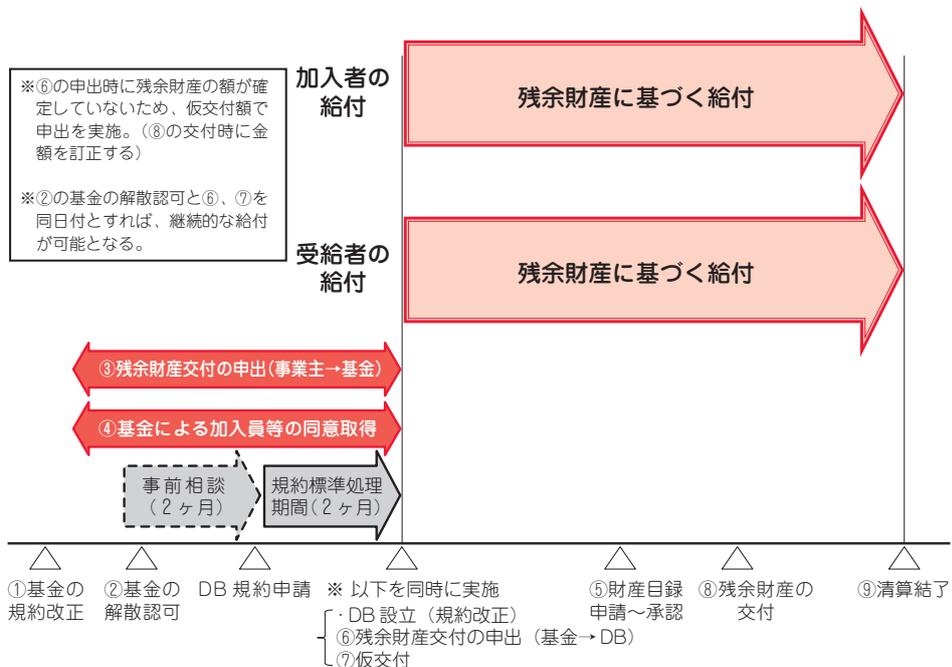
図表1を見てごらん。【パターン1】は、仮交付せずに金額確定後に残余財産を新設DBに交付しているケースで、この場合、DB設立から残余財産の交付までの間は、残余財産に基づく給付はできないことになるんだ。一方で【パターン2】は、DB設立と同時に残余財産を仮交付することで、残余財産に基づく給付を同時に開始することができるんだ。

＜図表1＞残余財産DB交付スケジュールの例

【パターン1】残余財産の交付時から給付を開始する場合



【パターン2】仮交付によりDB設立時から給付を開始する場合



Bさん：そうなんですね。仮交付することによって、設立当初から給付が可能になるんですね。ところで、仮交付の回数には制限はあるんですか？

C課長：回数については特段の規制はなく、適宜適切に取り扱うこととされているんだ。

Bさん：仮交付する額の上限はあるんですか？

厚生年金基金から確定給付企業年金への残余財産の「仮交付」について

- C課長：仮交付することができる額の上限は、「解散時の残余財産のうちDBの交付見込額として合理的に算定される額」とされているんだ。また、仮交付額が残余財産の確定額を超えた場合は、超えた額をDBから厚生年金基金へ返還しなければならないんだよ。
- Bさん：なるほど、仮交付する額については注意が必要ですね。具体的には、どのように考えればいいでしょうか？
- C課長：交付すべき残余財産の確定額は、厚生年金基金規約の「残余財産の分配」の規定に基づき計算した個人別の分配額の確定額のうち、残余財産を交付する設立事業所の加入員及び交付に同意した喪失者にかかる額の合計額になるんだ。

<図表2> 仮交付上限額の予測計算例

解散認可申請時の数値から、解散日時点の残余財産を予測計算し、以下の算式により算出した数値を仮交付上限額とします。

残余財産の見込み額	解散認可申請時の 上乗せ部分最低積立基準額 (交付対象者にかかる額)	解散認可申請時の 上乗せ部分最低積立 基準額(全体額)	仮交付上限額				
<input type="text"/>	×	<input type="text"/>	÷	<input type="text"/>	=	<input type="text"/>	+

- ✓ 残余財産の見込み額については、解散認可申請時の数値から解散日時点の額を予測します。
- ✓ 上乗せ部分の最低積立基準額は、全体額と交付対象者にかかる額の比率のみを使用するため、解散認可申請時から解散日までの増減は見込んでいません。

⇒上限額は上記の方法で予測できますが、仮交付した額が交付確定額を上回った場合、厚生年金基金への返還が発生するため、予測額の80%程度など余裕を見る必要があります。

- Bさん：そうなんですね。まずは、上限額がどれ位になるか確認したうえで、実際に仮交付する額を決めていくということですね。
- C課長：そうだね、予測上限額を参考にし、実際の給付見込額、掛金見込額等加味したうえで検討していくことが必要になるね。繰り返しになるが、仮交付した額が交付確定額を上回った場合、厚生年金基金へ返還しなければならないため、予測額の80%程度に抑えるなど、余裕をもって見た方がいいね。
- Bさん：その他、仮交付するにあたり事務的に必要な事項等がありますか？
- C課長：厚生年金基金からDBに残余財産を仮交付する場合、仮交付の実施までに事業主や加入員等に残余財産移換の同意を取得する必要があるし、厚生年金基金規約では解散認可までに、DB規約では財産目録の承認申請までに、それぞれその旨を規定する必要があるんだ。ちなみに、他の厚生年金基金からDBに残余財産を持ち込み、仮交付を行う場合は、他の厚生年金基金の規約の手当の確認や、他の厚生年金基金からDBへの仮交付の申出が必要になるんだ。
- Bさん：大分解ってきました。大変勉強になりました。
- C課長：これから、同様の案件が増えてくると思うのでよろしく頼むぞ。
- Bさん：はい、わかりました。よく勉強しておきます。

以上

企業年金ノート No.569

平成27年9月 りそな銀行発行



年金信託部 りそな年金研究所

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3321 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行ホームページおよびりそな企業年金ネットワークでもご覧いただけます。

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/index.html>

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9：00～17：00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）